

鳥取県告示第 189 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 14 条の規定に基づき、次の肥料の登録が失効したので、同法第 16 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び 住所	失効年月日
鳥取県 第535号	蒸製毛粉	フェザーミ ール	窒素全量 13.0		東伯町農業協同組合 東伯郡琴浦町大字徳万 558-1	平成19年1月31 日